

課 長	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 （改修工事）

I 工 事 概 要

1. 工 事 名 外壁改修工事
2. 工事場所 笠間市鯉淵 6528
3. 敷地面積 55,424.23 m²
4. 建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、等）

(1) 工事範囲 ※図示

(2) 建物概要

(全体)

建物名称	本館、がんセンター		
構 造	RC 造 一部 S 造	造 一部 造	造 一部 造
階 数	地上 6 階 地下 階	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階
建築面積	15,491.40 m ²	m ²	m ²
延べ面積	36,380.84 m ²	m ²	m ²

(3) その他条件等

・
・

5. 別途工事

・

(H12. 04. 01 作成)	(H25. 05. 15 改定)	(R07. 05. 15 改定)
(H13. 10. 01 改定)	(H26. 05. 15 改定)	(R08. 05. 15 改定)
(H14. 05. 30 改定)	(H27. 05. 15 改定)	
(H15. 06. 01 改定)	(H28. 04. 25 改定)	
(H15. 09. 01 改定)	(H29. 04. 25 改定)	
(H16. 05. 15 改定)	(H30. 04. 25 改定)	
(H17. 05. 15 改定)	(H31. 04. 25 改定)	
(H17. 10. 01 改定)	(R02. 04. 30 改定)	
(H18. 05. 15 改定)	(R03. 04. 30 改定)	
(H19. 07. 01 改定)	(R04. 05. 15 改定)	
(H23. 06. 01 改定)	(R05. 05. 15 改定)	
(H24. 06. 01 改定)	(R06. 05. 15 改定)	

Ⅱ 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、☐を付けたものを適用する。
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
 - ☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）
 - ☐ 建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下、「標準詳細図」という。）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
- (3) 本特記仕様書の表記
- 1) 項目は、番号に☐のついたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。
◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。
 - 3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1 各章共通事項	1 適用区分	・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 ($V_0 =$ m/s) 地表面粗度区分 (・ I ・ II ・ III ・ IV) ・ 積雪荷重 H12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域 別表 () ・ 大地震動時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・ $1/200$ ・ $1/150$ ・ $1/120$ ・ ・ 図示 () - 確認箇所 ()
	2 環境への配慮	[1. 4. 1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	3 材料の品質等	[1. 4. 2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥のすべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、

章	項 目	特 記 事 項															
		乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフトレン、吸水調整剤、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた (6)「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたりサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「令和5年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。 (7)(1)から(6)を満たすものが県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。 なお、県産品のうち木材については、県内の森林から合法的に産出された木材を使用することとし、「いばらき優良木材証明制度」に基づく証明書など、県産木材であることが確認できる資料を提出して監督員の承諾を受けることとする。															
4	石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</td><td>(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> </tbody> </table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・図示による ・	材料名	定性分析方法	定量分析方法		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)
材料名	定性分析方法	定量分析方法															
	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															

章	項 目	特 記 事 項																						
	5 化学物質の濃度測定	(1.5.10) [1.7.10] 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。 採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着／溶媒抽出法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。 測定対象室は、平成 15 年 4 月 1 日通知「官庁営繕部における平成 15 年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。（指針値は、付記事項の 7 を参照） <table><tr><td>室の床面積 A(㎡)</td><td>A≤50</td><td>50<A≤200</td><td>200<A≤500</td><td>500<A</td></tr><tr><td>測定箇所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> 室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表 <table><tr><td>室名（測定対象室）</td><td>床面積</td><td>測定箇所数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 着工前の測定 ・ 行う ・ 行わない	室の床面積 A(㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A	測定箇所数	1	2	3	4	室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数									
室の床面積 A(㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A																				
測定箇所数	1	2	3	4																				
室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数																						
	6 埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 6 章及び 8 章によるコア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査 ・ 探査機（電磁誘導法又は電磁波レーダー法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示による ・ ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和 47 年労働省令第 41 号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm																						
	7 リサイクルの優先順位	(1) 発生抑制の徹底 (2) 現場分別の徹底 (3) 再使用の徹底 (4) 再資源化・再生資材利用の徹底 (5) 適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の 6 を参照)																						
	8 発生材の処理等	<table><tr><td>・ 発注者に引渡しを要するもの</td><td>※無し</td><td>・ 有り</td><td>処理方法（</td><td>）</td></tr><tr><td>・ 特別管理産業廃棄物</td><td>※無し</td><td>・ 有り</td><td>処理方法（</td><td>）</td></tr><tr><td>・ 現場での再利用を図るもの</td><td>※無し</td><td>・ 有り</td><td>品 目（</td><td>）</td></tr></table>	・ 発注者に引渡しを要するもの	※無し	・ 有り	処理方法（	）	・ 特別管理産業廃棄物	※無し	・ 有り	処理方法（	）	・ 現場での再利用を図るもの	※無し	・ 有り	品 目（	）							
・ 発注者に引渡しを要するもの	※無し	・ 有り	処理方法（	）																				
・ 特別管理産業廃棄物	※無し	・ 有り	処理方法（	）																				
・ 現場での再利用を図るもの	※無し	・ 有り	品 目（	）																				

章	項 目	特 記 事 項		
	9 技能士	[1.7.2]		
		工事項目	技能検定職種	技能検定作業
		仮設工事	とび	◎とび作業
		防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
		外壁改修工事	左官	・左官作業
			タイル張り	・タイル張り作業
			樹脂接着剤注入施工	◎樹脂接着剤注入工事作業
			塗装	・建築塗装作業
		建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
			ガラス施工	・ガラス工事作業
			自動ドア施工	・自動ドア施工作業
		内装改修工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・化粧フィルム工事作業
			建築大工	・大工工事作業
			表装	・壁装作業
		塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
		耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
			型枠施工	・型枠工事作業
			とび	・とび作業
			コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
		コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業
			E-ILシパネル施工	・E-ILシパネル工事作業
		石工事	石材施工	・石張り作業
		舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントハンドマーカ工事作業 ・加熱ペイントマシナマーカ工事作業
		植栽工事	造園	・造園工事作業
		屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
			かわらぶき	・かわらぶき作業
	10 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。		
	11 既存部分との取合い	工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。		
	12 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。		
	13 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。これにより難しい場合は監督員と協議する。		

章	項 目	特 記 事 項																																			
	14 契約直後・施工中の提出書類	契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督員に提出する。 契約直後に提出する書類 ◎コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項の2を参照） ☒火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類 ◎建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙（様式第033号） ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数 施工中に提出する書類 ☒施工体制台帳の写し ☒施工体系図の写し ☒規格品証明書（原品証明書、同等品試験証明書、試験成績書等） ・鉄筋圧接部の外観試験報告書 ・鉄筋圧接部の超音波探傷試験報告書又は引張試験報告書 ・機械式継手部の試験結果報告書 ・溶接継手部の試験結果報告書 ・フレッシュコンクリート試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・コンクリート強度試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・構造体コンクリートにおける部材の位置及び断面寸法の許容差出来高管理記録 ・鉄骨工事における建入れ施工管理記録 ・シーリング試験結果報告書（試験成績書） ・タイル工事における接着力試験報告書 ・木材の含水率試験報告書 ・防腐、防蟻処理（証明書等） ・あと施工アンカー引張試験結果報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・カーテンウォール工事における品質管理記録 ・舗装工事における各種試験結果記録 ◎コリンズへの変更・訂正登録が確認できる書類（付記事項の2を参照） ◎産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等） ◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書 ☒建設副産物実態調査に関する出力調査票 ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数																																			
	15 完成時の提出書類	(1.7.1～1.7.3)（表1.7.1） 契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督員に提出する。 ☒完成図 ※作成する 提出書類及び部数 <table><tr><td>・原図（・A1</td><td>・A2</td><td>・A3）</td><td>部数</td><td>1部</td></tr><tr><td>※製本（・A1</td><td>・A2</td><td>※A3）</td><td>部数</td><td>1部</td></tr><tr><td>※CAD データ（JWW 形式）</td><td></td><td></td><td>部数</td><td>CD-R（1枚）</td></tr></table> ・作成しない ☒写真 <table><tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>提出方式</th><th>部数</th></tr><tr><td>※</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>電子データ（JPEG 形式）</td><td>CD-R（1枚）</td></tr><tr><td>※</td><td>完成写真（支払用：内外観）</td><td>各2枚以上</td><td>A4 版</td><td>1部</td></tr><tr><td>・</td><td>完成写真</td><td>適宜</td><td>・カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ</td><td>・1部 ・CD-R</td></tr></table> カラー印画紙キャビネットアルバム綴じは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300 程度とする 完成写真（カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ）の撮影業者	・原図（・A1	・A2	・A3）	部数	1部	※製本（・A1	・A2	※A3）	部数	1部	※CAD データ（JWW 形式）			部数	CD-R（1枚）	適用	内容	枚数	提出方式	部数	※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）	※	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	A4 版	1部	・	完成写真	適宜	・カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ	・1部 ・CD-R
・原図（・A1	・A2	・A3）	部数	1部																																	
※製本（・A1	・A2	※A3）	部数	1部																																	
※CAD データ（JWW 形式）			部数	CD-R（1枚）																																	
適用	内容	枚数	提出方式	部数																																	
※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）																																	
※	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	A4 版	1部																																	
・	完成写真	適宜	・カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ	・1部 ・CD-R																																	

章	項 目	特 記 事 項
		※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者 ☒保全に関する資料 部数 ※1部 ・防水保証書（3-5、6、7、8は10年） 部数 ※1部 ◎コリンズへの完成登録が確認できる書類（付記事項の2を参照） ◎建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第031号） ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数
	16 引渡物	※鍵は1カ所につき、3個を1組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。 ※マスター鍵は、1組3個とし、木製及び金属製建具共通とする。 ※スチール製キーボックス
	17 埋蔵文化財	※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ※掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。 ※掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策	[2. 1. 3] ・ 防音パネル ・ 防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・ 図示による
	2 足場等	[2. 2. 1] [表 2. 2. 1] 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ◎設置する（設置範囲 ◎図示による ・ ） ・ 設置しない 防護シート ◎設置する（設置範囲 ◎図示による ・ ） ・ 設置しない 内部足場 ・ 設置する（※脚立、足場板等 ・ ） ◎設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別 （・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種） C 種：利用可能なエレベーター （・ 図示による ・ ） D 種：利用可能な階段 （・ 図示による ・ ）
	3 既存部分の養生	[2. 3. 1] 1) 養生方法等 ◎既存部分 養生方法（※ビニルシート、合板等 ・ ） ・ 既存家具、既存設備等 養生方法（※ビニルシート等 ・ ） ・ 既存ブラインド、カーテン等 養生方法（・ ビニルシート等 ・ ） 保管場所（・ 図示による ・ ） ・ 固定された備品、机、ロッカー等の移動 （・ 図示による ・ ） 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4 監督員事務所	[2. 4. 1] ・ 設ける 規模： m ² 程度 仕上げる程度： 程度 備え付ける備品： ・ 机 脚 ・ 椅子 脚 ・ ロッカー 台 ・ 書棚 台 ・ ホワイトボード ・ 製図板 ・ 掛時計 ・ 寒暖計 ・ ゴム長靴 ・ 雨合羽 ・ 保護帽 ・ 懐中電灯 ・ 安全帯 ・ 受注者加入電話の子機 ・ 暖冷房機 ・ 消火器 ・ 湯沸器 ・ 掃除具 ・ その他（ ） ※設けない
	5 工事用水	構内既存施設の利用 ・ 無し ◎有り（◎利用できる（有償） ・ 利用できない）
	6 工事用電力	構内既存の施設 ・ 無し ◎有り（・ 利用できる（有償） ・ 利用できない ◎監督員と要調整）

章	項 目	特 記 事 項																															
	7 仮設間仕切り	[2. 3. 2] [表 2. 3. 1] 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示による ・ 仮設間仕切りの種別と材質等 <table><tr><th>種別</th><th>仕上げ（厚さ mm）</th><th>塗装</th><th>充填材</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td>・ せっこうボード 種類（ ・ ） 厚さ（※9.5mm ・ mm） ・ 合板</td><td>・ 無し ・ 片面</td><td>グラスウール 32k ※厚さ 50mm 以上 ・</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>材種（ ・ ） 厚さ（※9mm ・ mm） ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※C 種</td><td>防災シート</td><td></td><td></td></tr></table> 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 <table><tr><th>材質</th><th>仕上げ</th><th>塗装</th><th>設置箇所</th><th>グラスウール張り</th></tr><tr><td>※木製</td><td>※合板張り程度</td><td>・ 無し</td><td>・ 図示による</td><td>・ 有り</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td>・ 片面</td><td>・ か所</td><td>・ 無し</td></tr></table> グラスウール張り ※グラスウール 32k（厚 50 mm以上）	種別	仕上げ（厚さ mm）	塗装	充填材	・ A 種	・ せっこうボード 種類（ ・ ） 厚さ（※9.5mm ・ mm） ・ 合板	・ 無し ・ 片面	グラスウール 32k ※厚さ 50mm 以上 ・	・ B 種	材種（ ・ ） 厚さ（※9mm ・ mm） ・			※C 種	防災シート			材質	仕上げ	塗装	設置箇所	グラスウール張り	※木製	※合板張り程度	・ 無し	・ 図示による	・ 有り	・		・ 片面	・ か所	・ 無し
種別	仕上げ（厚さ mm）	塗装	充填材																														
・ A 種	・ せっこうボード 種類（ ・ ） 厚さ（※9.5mm ・ mm） ・ 合板	・ 無し ・ 片面	グラスウール 32k ※厚さ 50mm 以上 ・																														
・ B 種	材種（ ・ ） 厚さ（※9mm ・ mm） ・																																
※C 種	防災シート																																
材質	仕上げ	塗装	設置箇所	グラスウール張り																													
※木製	※合板張り程度	・ 無し	・ 図示による	・ 有り																													
・		・ 片面	・ か所	・ 無し																													
8	工事看板	[2. 4. 1] ※設置する 設置の場所（◎監督員の指示による ） 記載事項（※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期 ※施工者） 大きさ（※H900mm×W1800mm 程度 ・ ） ・ 設置しない																															

3章 防水改修工事 省略

章	項 目	特 記 事 項																										
4 の 1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁改修	1 ひび割れ部改修工法	[4. 1. 4] [4. 2. 4～4. 2. 7] ・ 樹脂注入工法 <table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (ml/m)</th></tr><tr><td rowspan="2">※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上～1.0 未満</td><td>※200～300 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 手動式エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上～0.3 未満</td><td>・ 50～100 ・</td><td>・ 40 ・</td></tr><tr><td rowspan="2">・ 機械式エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.3 以上～0.5 未満</td><td>・ 100～200 ・</td><td>・ 70 ・</td></tr><tr><td>0.5 以上～1.0 未満</td><td>・ 150～250 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・</td></tr></table> 注入状況の確認方法 ※コアの抜き取りを行う 抜き取り回数 抜き取り部の補修方法 ・ コアの抜き取りを行わない ※長さ 500mごと及びその端数につき 1 個 ※図示による ・ ・ U カットシーリング材充填工法 ・ シーリング材 充填材料の種類 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填 ・ ・ 行う ・ 行わない シーリング材の試験は改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シール工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・				・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・	・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・				・
	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																								
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・																									
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・																									
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・																									
	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・																									
			・																									
	2 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 2. 4] [4. 2. 7] ※充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・																										

章	項 目	特 記 事 項																							
4 の 2 外 壁 改 修 工 事 モ ル タ ル 塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修	1 既存モルタル塗りの撤去	・ 行う（※全面 ・ 図示の範囲）																							
	2 ひび割れ部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 5～4. 3. 8] ・ 樹脂注入工法 <table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (ml/m)</th></tr><tr><td rowspan="2">※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上～1.0 未満</td><td>※200～300 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上～0.3 未満</td><td>・ 50～100 ・</td><td>・ 40 ・</td></tr><tr><td>0.3 以上～0.5 未満</td><td>・ 100～200 ・</td><td>・ 70 ・</td></tr><tr><td>0.5 以上～1.0 未満</td><td>・ 150～250 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td></tr></table> 注入状況の確認方法 ※コアの抜き取りを行う ・ コアの抜き取りを行わない 抜き取り個数 ※長さ 500mごと及びその端数につき 1 個 ・ 抜き取り部の補修方法 ※図示による ・ ・ Uカットシーリング材充填工法 ・ シーリング材 充填材料の種類 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 ・ シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 行わない シーリング材の試験は改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シール工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・				・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・		
工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																						
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・																						
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・																						
	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・																						
	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・																						
			・																						
3 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 9] [4. 3. 10] ・ 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・ モルタル塗替え工法 ・ 現場調合材料 （セメントは改修標準仕様書第 8-2 コンクリート工事による） ・ 既調合材料 （ ） 既製目地材 ・ 使用する（形状 ・ 図示による ・ ） 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の措置 ※図示による ・																								

章	項 目	特 記 事 項																																																																						
	4 浮き部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 11~4. 3. 16] <table><tr><th rowspan="2">工法の種類</th><th colspan="2">アンカーピンの本数 (本/㎡)</th><th colspan="2">注入口の箇所数 (箇所/㎡)</th><th rowspan="2">注入量 (ml/箇所)</th></tr><tr><th>一般部</th><th>指定部</th><th>一般部</th><th>指定部</th></tr><tr><td>・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・充填工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>・モルタル塗替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm 程度 ・ 注入工法用材料 ・ポリマーセメントスラリー <table><tr><th>広がり速度 (cm/s)</th><th>長さ変化率 (収縮) (%)</th><th>引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm²)</th><th>曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm²)</th><th>吸水性 (72 時間) (%)</th><th>耐久性(劣化 曲げ強さ) (N/mm²)</th></tr><tr><td>3 以上</td><td>3 以下</td><td>0.5 以上</td><td>5.0 以上</td><td>15 以下</td><td>5.0 以上</td></tr></table> 保水係数 0.35～0.55 粘調係数 0.50～1.00 充填工法用材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル モルタル塗替え工法用材料 ・現場調合材料 （セメントは改修標準仕様書 8-2 コンクリート工事による） ・既調合材料 （ ） 既製目地材 ・使用する（形状 ・図示による ・ ） 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の措置 ※図示による ・	工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・	・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・	・充填工法	—	—	—	—	—	・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—	広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm ²)	曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm ²)	吸水性 (72 時間) (%)	耐久性(劣化 曲げ強さ) (N/mm ²)	3 以上	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上
工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)			注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)																																																																		
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																																				
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・																																																																			
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・																																																																			
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・																																																																			
・充填工法	—	—	—	—	—																																																																			
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—																																																																			
広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm ²)	曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm ²)	吸水性 (72 時間) (%)	耐久性(劣化 曲げ強さ) (N/mm ²)																																																																			
3 以上	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上																																																																			

章	項 目	特 記 事 項																																																																
		・ タイル張替え工法 張替え用材料 ・ 張付けモルタル（ ・ 現場調合材料 ・ 既製調合モルタル） ・ 外壁タイル接着剤 JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書 表 4. 4. 2 による ・ 図示による 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない ・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10(3) による） ・ タイル張りの工法 ・ 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り シーリング：改修特記仕様書 3 章 防水改修工事による ・ 有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10(3) による） ・ シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系シーリング材 ・ シーリングのその他の事項は、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による 目地詰め（※行う ・ 行わない）																																																																
5	浮き部改修工法	[4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 9～4. 4. 15] [4. 5. 9～4. 5. 15] <table><tr><th rowspan="2">工法の種類</th><th colspan="2">アンカーピンの本数 (本/㎡)</th><th colspan="2">注入口の箇所数 (箇所/㎡)</th><th rowspan="2">注入量 (ml/箇所)</th></tr><tr><th>一般部</th><th>指定部</th><th>一般部</th><th>指定部</th></tr><tr><td>◎アンカーピンニング 部分 珪樹脂注入工法</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ アンカーピンニング 全面 珪樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 部分 珪樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 全面 珪樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 珪樹脂注入タイル固定工法</td><td>・</td><td>・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ タイル部分張替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>・ タイル張替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm 程度 ・ ・ タイル部分張替え工法 接着剤の種類 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 外壁タイル接着剤 JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系	工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	◎アンカーピンニング 部分 珪樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	・ アンカーピンニング 全面 珪樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	・ アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 部分 珪樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 全面 珪樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 珪樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※25 ・	・ タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—	・ タイル張替え工法	—	—	—	—	—
工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)			注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)																																																												
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																														
◎アンカーピンニング 部分 珪樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・																																																													
・ アンカーピンニング 全面 珪樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・																																																													
・ アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・																																																													
・ 注入口付アンカーピンニング 部分 珪樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・																																																													
・ 注入口付アンカーピンニング 全面 珪樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・																																																													
・ 注入口付アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・																																																													
・ 注入口付アンカーピンニング 珪樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※25 ・																																																													
・ タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—																																																													
・ タイル張替え工法	—	—	—	—	—																																																													

章	項 目	特 記 事 項
		・ タイル張替え工法 張替え用材料 ・ 張付けモルタル（・ 現場調合材料 ・ 既製調合モルタル） ・ 外壁タイル接着剤 JIS A 5557 に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 - 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書 表 4.5.1 による ・ 図示による - 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない ・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4.3.10(3) による） ・ - タイル張りの工法 ・ 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り - シーリングは、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による ・ 有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り 下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4.3.10(3) による） ・ - シーリング材の種類 - 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・ - 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系シーリング材 ・ - シーリングのその他事項は、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による目地詰め（※行う ・ 行わない）
	6 目地改修工法	[4.1.4] [4.4.5] [4.4.16] ・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法 - 伸縮調整目地の位置及び寸法 ・ 図示による ・ - シーリングは、改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による

章	項 目	特 記 事 項
	4 マスチック塗材塗り	[4. 1. 5] [4. 6. 2] [表 4. 6. 1] 改修標準仕様書 4. 6. 2 による
	5 外壁用塗膜防水材塗り	[4. 1. 5] [4. 7. 2] [4. 7. 3] [表 4. 7. 1] 仕上げの形状 ・ 工法 ・ 仕上塗材の耐候性 ・ 下地挙動緩衝材の適用 ・適用する ・適用しない コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書 4 の 1 章 外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。 モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書 4 の 2 章 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。 吹付け工法の模様材の種類 ・ (所要量 (kg/m ²)) 外壁用仕上塗料の種類 ・ (所要量 (kg/m ²)) 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、「改修特記仕様書 4 の 4 章 外壁改修工事塗り仕上げ外壁等改修」による。

- 5章 建具改修工事 省略
- 6章 内装改修工事 省略
- 7章 塗装改修工事 省略
- 8章 耐震改修工事 省略
- 9章 環境配慮改修工事 省略